

【CLOメルマガ】令和3年改正育児・介護休業法の概要と事業主として必要になる対応

弁護士法人中央総合法律事務所 メールマガジン（第28号）

弁護士法人中央総合法律事務所では、主として名刺交換をさせていただいた方を対象とし、有用な法律情報等をお知らせすべく定期的にメールマガジンを発行させていただいております。

出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児を両立できるようにすることを目的として、令和3年6月に育児・介護休業法と雇用保険法が改正されました。改正法の内容は、新たな制度の創設や制度の変更、事業主への措置の義務付けなどを含んでおり、令和4年4月1日より順次施行されることから、事業主は改正法の対応に迫られることになります。今回は、育児・介護休業法の改正を取り上げます。

令和3年改正育児・介護休業法の改正項目は以下の1～5です。

- 1 男性の育児休業取得促進のための子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組み(出生時育児休業。(通称:産後パパ育休))の創設
- 2 育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け
- 3 育児休業の分割取得等
- 4 育児休業の取得の状況の公表の義務付け
- 5 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和

このコラムでは、令和3年改正育児・介護休業法の改正項目について解説するとともに、事業主として必要になる対応について説明します。

全文ご覧いただくにはこちらの URL から

・「令和 3 年改正育児・介護休業法の概要と事業主として必要になる対応」

(<https://www.clo.jp/column/3275/>)

~~~~~

<この記事に関するお問い合わせ先>

弁護士 西中 宇紘 ([nishinaka\\_t@clo.gr.jp](mailto:nishinaka_t@clo.gr.jp))

~~~~~

※本メールマガジンは、主として弊事務所弁護士と名刺を交換した方に送らせていただいております。

※本メールアドレスは送信専用のメールアドレスです。このメールに返信しないようお願いいたします。

【配信停止・お問い合わせについて】

今後、本メールマガジンの配信停止をご希望の方、メールアドレスの変更その他お問い合わせがございましたら、大変お手数ではございますが、下記メールアドレスまでご連絡ください。

(clo_mlstop@clo.gr.jp)

.....

弁護士法人中央総合法律事務所 (<https://www.clo.jp/>)

(大阪事務所)

〒530-0047 大阪市北区西天満 2 丁目 10 番 2 号 幸田ビル 11 階(受付 5 階)

TEL:06-6365-8111 FAX:06-6365-8289

(東京事務所)

〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-3 日比谷国際ビル 18 階

TEL:03-3539-1877 FAX:03-3539-1878

(京都事務所)

〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町 8 番 京都三井ビル 3 階

TEL:075-257-7411 FAX:075-257-7433

Copyright (C) Chuo Sogo Law Office, P.C.

All Rights Reserved.

.....